

挑戦の責任は會社に在る

翌九日午前十時、職工側は會社に要求案を提出し、十一時三十分實行委員九名は書記一名と共に、「長」階級代表の宮下工手立合の上で園田社長熊崎常務澁谷工務課長尾澤庶務課長と重役室に會見した、其時は單に職工側から要求案の説明をして退出し午後再び會見したが園田社長が「諸君の要求に就いては只今研究中であるから、時機を見て應ずる」と云つたので、職工側から更に具體的の返答を迫つた、而し會社側は言を左右にして應ずる氣色が見えない、止む無く實行委員は立歸つて一般職工に會見の有様を報告してゐると、其處へ宮下工手が來り熊崎専務からの傳言をして、「今日は時間がないので之れで終業とし、明日は臨時休業をする」と職工等が何故に明日休業するのかと熊崎専務に質問すると熊崎氏は「斯くの如き労働爭議が起れば、會社としてもそれ／＼の準備が

した。然し、案外職工側で會社の意志に従つたから些か豫定が狂つたのであつたが、然し飽く迄も當分の休業の事を主張した。

第一交渉委員から此由を全體の職工に報告すると、職工等は會社の不誠意に驚き憤り、直ちに第二の交渉委員をして何が故の休業かを聞かしの事とした。一方會社側は協議の結果便を走りせて未だ云ひ残した事があると第一交渉委員を呼び戻し、職工側に其要求を撤回せん事を強ひた。第一交渉委員は直ちに返答がなり難いと、其夜總會を開いて此事を報告し善後策を協議した。

翌十一日は日曜日であつたが會見の約を踏んで職工側の第一交渉委員が會社に澁谷工務課長を訪問し、職工側の意志として撤回し難き由を告げると、澁谷氏は沸然色を爲して、委員等の懇談を欲するをも願みず、話す必要を認めずと叫んで立去つた。斯の如くして必然に相合する能はざる労働者と資本家とは愈々交戦状態を見るに到つたので

六

必要である、故に休業するのである。又休業は敢て明日のみでない、更に繼續するかも知れない」と言つた。會社の態度は全然威嚇的である。之れに對し我々労働者は如何に爲すべきかと、其夜は園池俱樂部に於て職工側の集會を催し、折柄來り合せた鈴木友愛會々長松岡鐵工組合理事等の演説があつた。が協議は更に其翌日迄續き方針を定め、午後零時半委員十名が會社に行き、澁谷工務課長と會見して、會社側が職工側の要求に對し研究中との事だから研究の終る迄待たうといふ職工側の意志を傳へると澁谷工務課長は會社を代表する所の責任ある言葉と前提して、「それでは要求は待つて明日から仕事をするとの意味か」と聞き、職工側が然うであると答へると、氏は意外なるに驚いたやうであつたが、會社では紛擾を厭ふて當分休業の意志ある事を云つた。會社側は乃ち職工側が會社に反對して飽く迄要求を主張すると思ひ、其對應策として直ちに工場閉鎖を宣言せんと

ある。時に午後一時。

要求以上の會社の讓歩

然るに激戦十六日の後、同じ場所に於て澁谷工務課長は同じ第一交渉委員と會見し、委員に挑戦を宣言したと同様の口吻で次の如き事を誓約した。

會社は解雇辭令を撤回し職工側は要求書を撤回すると同時に會社は左の事を誓約する事
一、八時間労働制を認め就業時間を次の如く改む。

△始業午前七時△終業午後四時 休憩時間
午前十一時三十分より零時三十分迄

二、日給一割増額

三、工場委員會を常設し職工問題一切を委員に一任す。委員の数は十名にして會社は五名を任命し職工は五名を一般投票を以て互選し、議事は總て多數決とす、委員は委員會に於け

七